

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に
関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関
する二千十二年のケープタウン協定

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス
議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定

この協定の締約国は、

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定
書の規定の実施が一般的な海上における安全及び漁船の海上における安全に重要な貢献をするものであるこ
とを認め、

しかしながら、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のト
レモリノス議定書の特定の規定が自国の旗を掲げる相当の漁船を有する多数の国によるその実施について困
難を生じさせてきたこと並びにこのことが当該議定書の効力発生を妨げ、及びその結果として当該議定書に
含まれる規則の実施を妨げていることを確認し、

全ての関係国によって実施されることのできる漁船の安全のための実行可能な最高度の基準を合意により
設定することを希望し、

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する協定の締結によりこの目的を最もよく達成することができるとを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

- (1) この協定の締約国は、次の規定を実施する。
 - (a) この協定の各条の規定
 - (b) この協定によって修正される千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書（以下「千九百九十三年のトレモリノス議定書」という。）の規定（第一条(1)(a)、(2)及び(3)、第九条並びに第十条の規定を除く。）
- (2) この協定の各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条まで、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則並びに千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約（以下「千九百七十七年のトレモリノス条約」という。）附属書の各規則の規定は、この協定に定める修正に従うことを条件として、単一の文書として読まれ、かつ、解釈されるものと

する。

- (3) この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。

第二条 千九百九十三年のトレモリノス議定書及び千九百七十七年のトレモリノス条約の解釈及び

適用

千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条までの規定は、この協定について適用する。これらの各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則及び千九百七十七年のトレモリノス条約附属書の各規則の規定を適用するに当たり、「この議定書」又は「この条約」というときは、この協定をいうものとする。

第三条 署名、批准、受諾、承認及び加入

- (1) この協定は、機関の本部において、二千十三年二月十一日から二千十四年二月十日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

- (2) 全ての国は、この協定に拘束されることについての同意を次のいずれかの方法によって表明することに

より、この協定の締約国となることができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。
- (c) (4)に定める手続を条件として署名すること。
- (d) 加入すること。

(3) 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

(4) この協定の採択の日前に千九百九十三年のトレモリノス議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国であつて、(2)(c)の規定に基づいてこの協定に署名したものは、当該国がこの協定の採択の日の後十二箇月が経過する日前にこの(4)に定める簡易な手続を用いない旨を書面により寄託者に通告する場合を除くほか、当該十二箇月が経過する日にこの協定に拘束されることについての同意を表明したものとみなされる。

第四条 効力発生

(1) この協定は、二十二以上の国であつてその漁船（公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの）の総

数が三千六百隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

(2) この協定の効力発生のための要件が満たされた後この協定の効力発生の日までにこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この協定の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

(3) この協定の効力発生の日後にこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この協定は、これらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(4) 第二条の規定に従って適用される千九百九十三年のトレモリノス議定書第十一条の規定に基づきこの協定の改正が受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの協定に係るものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年十月十一日にケープタウンで作成した。

附属書 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレ

モリノス議定書附属書及びその付録の修正

附属書 漁船の構造及び設備に関する規則

千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の規則の一部の規定は、次の修正に従う。

第一章 一般規定

第一規則 適用

1 第一規則を次のように改める。

- (1) この附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用する。
- (2) この議定書の適用上、主管庁は、全ての章について、測定的基础として、長さ（L）に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。
 - (a) 長さ（L）二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン

- (b) 長さ（L）四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン
- (c) 長さ（L）六十メートルに相当するものとみなされる総トン数二千トン
- (d) 長さ（L）七十五メートルに相当するものとみなされる総トン数三千トン
- (3) (2)の規定を用いる締約国は、その決定の理由を機関に通報する。
- (4) 締約国が現存船について第七章から第十章までに規定する措置の全てを直ちに実施することができないと判断する場合には、当該締約国は、計画に従って、第九章の規定については十年以内の期間で、並びに第七章、第八章及び第十章の規定については五年以内の期間で、漸進的に実施することができる。
- (5) (4)の規定を用いる締約国は、機関への最初の通報において、次のことを行う。
 - (a) 漸進的に実施する第七章から第十章までの規定を明示すること。
 - (b) (4)の規定に基づいて行う決定の理由を説明すること。
 - (c) 漸進的な実施のための計画を記載すること。当該計画は、場合に応じ、五年又は十年を超えるものであつてはならない。
 - (d) この議定書の適用に関するその後の通報において、この議定書の規定を実施するためにとつた措置

及び設定した期間に基づく進捗状況を記載すること。

- (6) 主管庁は、漁船の運航海域及び漁船の種類に鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、当該漁船について、第七規則(1)(d)及び第九規則(1)(d)に定める年次検査を免除することができる。

第二規則 定義

- 2 (14)を削り、(15)から(22)までを一ずつ繰り上げ、次の新たな(22)及び(23)を加える。

- (22) 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰ又は同条約を改正し、若しくはこれに代わる文書に定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数という。

- (23) 「検査基準日」とは、関係する証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

第三規則 免除

- 3 (3)及び(4)を次のように改める。

- (3) 主管庁は、自国を旗国とする漁船について、漁船の種類、天候状態及び一般的な航行上の危険がない

ことに鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、次のことを条件として、この附属書に定める要件を免除することができる。

- (a) 当該漁船が、その予定された用途に適しており、かつ、当該漁船及び乗船者の全般的な安全性を確保するものであると主管庁が認める安全要件を満たすこと。
- (b) 当該漁船が次のいずれかの条件を満たすこと。
 - (i) 近隣国間で当該近隣国の管轄の下にある隣接海域において当該近隣国を旗国とする漁船に関して設定された共同漁獲水域においてのみ、当該近隣国が国際法に従って決定する限度内及び条件の下において、運航すること。
 - (ii) 当該漁船の旗国の排他的経済水域又は当該国が排他的経済水域を設定していない場合には、当該国の領海に接続する水域であって、当該国が国際法に従って決定し、かつ、当該国の領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないものにおいてのみ、運航すること。
 - (iii) 他国の管轄の下にある排他的経済水域若しくは海域又は国際法に従った関係国間の合意に基づく共同漁獲水域においてのみ、当該他国又は当該関係国が決定する限度内及び条件の下において、運

航すること。

(c) 主管庁が、この(3)の規定に基づく免除が与えられる条件を事務局長に通報すること。

(4) (1)又は(2)の規定に基づいて免除を認める主管庁は、安全性の水準が十分に維持されることを確認するために必要な範囲内で細目を機関に通報するものとし、機関は、締約国が了知するよう、締約国に対し当該細目を回章に付する。

4 第六規則から第十一規則までを削り、第五規則の次に次の新たな第六規則から第十七規則までを加える。

第六規則 検査

(1) 漁船の検査は、この附属書の規則の実施及びその適用の免除に関する限りにおいて、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、検査のために指名する検査員又は自己の認定する団体に当該検査を委託することができる。

(2) (1)の規定により検査を実施する検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に対し、少なくとも次のことを行う権限を与える。

(a) 漁船の修繕を要求すること。

(b) 寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査を行うこと。

主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に与える権限の責任の範囲及び条件について機関に通報する。

(3) 指名された検査員又は認定された団体は、漁船若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項と一致しないと認める場合又は漁船若しくはその設備の状態が当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに適していないと認める場合には、是正措置がとられることを直ちに確保するものとし、正式に主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、当該証書を回収すべきであり、また、速やかに主管庁に通報する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、寄港国の適当な当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の適当な当局に通報した場合には、当該寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この規則の規定に基づく義務の履行に必要な援助を与える。当該寄港国の政府は、当該漁船が当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行し、又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるま

で、当該漁船が航行しないことを確保する。

- (4) 主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

第七規則 救命設備その他の設備の検査

- (1) (2)(a)に定める救命設備その他の設備は、次の検査を受ける。

- (a) 漁船の就航前の最初の検査

- (b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

- (c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。当該定期的検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。

- (d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(e) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、次章から第八章まで及び第十章の規定が適用される消防設備、救命設備（無線設備を除く。）、船舶搭載航行設備、水先人輸送設備その他の設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。火災制御図、航海用刊行物、灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置もまた、この附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則（適用がある場合）に定める要件に適合することを確保するため、当該検査を受ける。

(b) 更新検査及び定期的検査については、(a)の設備がこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める関係要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらの設備についての検査を行う。

(c) 年次検査については、(a)の設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらの設備についての一般的な検査を行う。

(3) (1)(c)及び(d)に定める定期的検査及び年次検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第八規則 無線設備の検査

(1) 第七章及び第九章の規定が適用される漁船の無線設備（救命設備において使用するものを含む。）は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査又は当該証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。

(d) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。

(b) 更新検査及び定期的検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの

附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての検査を行う。

(3) (1)(c)に定める定期的検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第九規則 船体、機関及び設備の検査

(1) (2)(a)に定める船体、機関及び設備（第七規則及び第八規則に関する事項を除く。）は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査（船底の外部の検査を含む。）

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。当該中間検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに中間検査を行うことを決定することができる。

- (d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査
 - (e) 第十三規則(5)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年の期間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。同規則(5)の規定が適用される場合には、証書の延長された有効期間に一致するようにこの五年の期間を延長することができる。いかなる場合にも、この船底の外部の検査の間隔は、三十六箇月を超えてはならない。
 - (f) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。
- (2) (1)の検査は、次のとおり行う。
- (a) 最初の検査については、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。当該検査は、船体、ボ

イラーその他の圧力容器及びその附属品、主機関及び補助機関（操舵装置及びその制御装置を含む。）、電気設備並びに他の設備の配置、材料、寸法及び工作がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していること並びに要求された復原性資料が備えられていることを確保するものとする。

(b) 更新検査については、(a)の船体、機関及び設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(c) 中間検査については、船体、ボイラーその他の圧力容器、機関及び設備、操舵装置及びその制御装置並びに電気設備が漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(d) 年次検査については、(a)の船体、機関及び設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての一般的な検査を行う。

(e) 船底の外部の検査及びこれと同時にを行う関係事項の検査は、これらが漁船の予定された用途に引き

続き適していることを確保するものとする。

- (3) (1)(c)から(e)までに定める中間検査、年次検査及び船底の外部の検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第十規則 検査後における状態の維持

- (1) 漁船及びその設備の状態は、漁船が全ての点において当該漁船又は乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに引き続き適していることを確保するため、この附属書の規則に適合するように維持する。
- (2) 第七規則から第九規則までの規定に基づく漁船の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造配置、機関、設備及びその他の事項の変更を行ってはならない。
- (3) 漁船に事故が生じた場合又は欠陥が発見された場合において、当該事故又は欠陥が漁船の安全性又は救命設備その他の設備の実効性若しくは完全性に影響するときは、当該漁船の船長又は所有者は、できる限り速やかに関係する証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、第七規則から第九規則までの規定により要求される検査が必要であるかどうかを決定するための調査を開始する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、当

該漁船の船長又は所有者は、寄港国の適当な当局にも直ちに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、その報告が行われたことを確認する。

第十一規則 証書の発給又は裏書

- (1) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、次章から第十章までに定める関係要件その他この附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査又は更新検査の後に国際漁船安全証書と称する証書を発給する。

- (2) (1)に規定する国際漁船安全証書は、設備の記録によって補足される。

- (3) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、この附属書の規則に基づいて漁船に免除を認める場合には、この規則に規定する証書のほかに、国際漁船免除証書と称する証書を発給する。

- (4) この規則に定める証書は、主管庁又は主管庁により権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書する。いずれの場合においても、当該証書については、当該主管庁が全責任を負う。

第十二規則 他の締約国による証書の発給又は裏書

締約国は、主管庁の要請に基づき、漁船に検査を受けさせることができるものとし、この附属書の規則

に定める要件に適合していると認める場合には、この附属書の規則に基づき、当該漁船に対して証書を発給し、若しくはその発給を許可し、又は当該漁船についての証書に裏書し、若しくはその裏書を許可する。このようにして発給される証書には、当該証書は漁船が旗国とする国の政府の要請に基づいて発給される旨を記載する。当該証書は、第十一規則の規定に基づいて発給される証書と同一の効力を有し、及び同一のものとみなされる。

第十三規則 証書の有効期間及び効力

(1) 国際漁船安全証書は、主管庁の定める五年を超えない期間について発給する。国際漁船免除証書は、関連する証書の有効期間を超えて効力を有してはならない。

(2) (a) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、(1)に定める要件にかかわらず、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(b) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(c) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月より前に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(3) 証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を当初の有効期間の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第七規則から第九規則までに規定する検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが行われることを条件とする。

(4) 更新検査が完了した場合において、既存の証書の有効期間の満了の日前に新たな証書を発給し、又は漁船の船上に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、既存の証書に裏書することができるとし、当該証書は、当該満了の日から五箇月を超えない更なる期間効力を有する。

(5) 証書の有効期間の満了の時に漁船が自己の検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、漁船が自己の検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、及び当該延長が適当かつ合理的であると認め

られる場合に限り、許与される。いかなる証書の有効期間も、三箇月を超えて延長することはできない。有効期間の延長を許与された証書を備える漁船は、自己の検査が行われる予定の港に到着した後、新たな証書の発給を受けない限り、当該延長を理由として、出港することができない。更新検査が完了した場合には、新たな証書は、延長を許与される前の既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(6) 主管庁が定める特別な状況においては、新たな証書の有効期間は、(2)(b)又は(5)の規定に従って既存の証書の有効期間の満了の日から起算することを要しない。この特別な状況において、新たな証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(7) 年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に定める期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

(a) 関係する証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に改める。

(b) 関係する規則に規定するその後の年次検査、中間検査又は定期的検査については、新たな検査基準

日を用いることによって当該規則に規定する間隔で完了するものとする。

- (c) 証書の有効期間の満了の日については、適当な場合には、一以上の年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に規定するこれらの検査の最大の間隔を超えないように行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

- (8) 第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

- (a) 第七規則(1)、第八規則(1)及び第九規則(1)に定める期間内に関係する検査が完了しない場合
- (b) 証書がこの附属書の規則に従って裏書されない場合
- (c) 漁船がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該漁船が第十規則(1)及び(2)に定める要件を満たしていると十分に認める場合にのみ、発給する。締約国間において漁船が移転される場合において、移転後三箇月以内に要請を受けたときは、当該漁船の移転前の旗国の政府は、できる限り速やかに、移転前に当該漁船が有していた証書の写し及び入手可能なときは、関係する検査報告書の写しを主管庁に送付する。

第十四規則 証書及び設備の記録の様式

証書及び設備の記録は、この議定書の附属書の付録に定めるひな形に対応する様式で作成する。これらの文書には、使用される言語が英語及びフランス語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を含める。

第十五規則 証書の提示

第十一規則及び第十二規則の規定に基づいて発給される証書は、検査のため船上においていつでも容易に提示することができるようにしておく。

第十六規則 証書の認容

締約国の権限に基づいて発給される証書は、この議定書に定める全ての目的のため、他の締約国によって認容される。これらの証書は、他の締約国により、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとされる。

第十七規則 特権

この議定書に基づく特権は、漁船が適正かつ有効な証書を備えていない限り、主張することができな

い。

第五章 防火、火災探知、消火及び消防

A 部 一般

第一規則 一般

5 第一規則を次のように改める。

- (1) この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ四十五メートル以上の新船について適用する。
- (2) 居住区域及び業務区域については、次のいずれかの保護方式を採用する。

(a) I F 方式

全ての内部仕切り隔壁を不燃性の「B」級仕切り又は「C」級仕切りのものとした構造によるものの。一般に居住区域及び業務区域に火災探知装置又はスプリンクラー装置を備えない。

(b) II F 方式

火災の発生するおそれのある全ての場所に火災の探知及び消火のための自動スプリンクラー装置（火災警報装置を内蔵するもの）を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。

(c) III F 方式

火災の発生するおそれのある全ての場所に自動火災警報探知装置を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。ただし、いかなる場合においても、「A」級仕切り又は「B」級仕切りで仕切られる居住区域の面積は、五十平方メートルを超えてはならない。もつとも、主管庁は、公共室についてこの面積を増大することができる。

- (3) 機関区域、制御場所等の境界隔壁の構造及び防熱における不燃性材料の使用の要件並びに階段囲壁及び通路の保護の要件は、(2)に規定する三の方式の全てに共通とする。

第七章 救命設備

B 部 漁船の要件

第五規則 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の数及び型

- 6 (4)の次に次の新たな(5)から(7)までを加える。

- (5) (3)(a)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の片舷からのみ進水させることができる救命用の端艇又はいかだを漁船に積載

することを決定することができる。当該救命用の端艇又はいかだの収容能力の合計は、総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分な収容能力を有する救命用の端艇又はいかだを安全かつ迅速に進水させることができる漁船の反対舷へ容易に移動することができることを条件として、総乗船者数の少なくとも二倍に相当する数の人員を収容するために十分なものとする。

(6) いずれか一の救命用の端艇又はいかだが喪失し、又は使用不可能となった場合においても総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分である救命用の端艇又はいかだ（いずれかの舷において使用することができるものとし、反対舷へ移動し得る位置に積み付けるものを含む。）を積載する。反対舷への移動は、一の開放された甲板において容易に行われるものとし、また、全ての救命用の端艇又はいかだには、引っ掛かりを避け、及び展張を容易に行うために、障害物がないようにする。

(7) (3)(b)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の航行海域及び運航状態を考慮して、水中から人を救助するための他の同等の設備を漁船に積載することを決定することができる。

7
(5)及び(6)を三ずつ繰り下げる。

第九章 無線通信

A 部 適用及び定義

第一規則 適用

8 (2)に第二文として次のように加える。

(1)の規定にかかわらず、主管庁は、この章に定める要件と同等であると認める場合に限り、現存の漁船の船上において現存の無線通信システムを引き続き利用することを許可することができる。

付録 証書及び設備の記録

9 付録を次のように改める。

1 漁船に対する安全証書の様式

国際漁船安全証書

この証書は、設備の記録によって補足される。

(公の印章)

(国名)

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、

.....の政府の権限の下に、.....が発給する。
(国の名称) (権限を与えられた者又は団体)

漁船の要目 (注1)

船名.....

船舶番号又は信号符字

船籍港

長さ(L) (第 I 章第 2 規則(5)) / 総トン数 (第 I 章第 2 規則(22)) (注 2)

認められた航行海域 (第 IX 章第 2 規則)

建造契約又は主要な改造の契約が結ばれた日

キールが据え付けられた日又は第 I 章第 2 規則(1) (c) (ii) 若しくは (iii) に従ってこれと同様の建造段階に達した日

引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日

この証書は、次のことを証明する。

1. 1 この漁船が上記の議定書第 I 章第 7 規則から第 9 規則までに定める要件に従って検査されたこと。

1. 2 この漁船が上記の議定書第 I 章第 7 規則(1) (d) 及び第 9 規則(1) (d) の規定により要求される年次検査を受ける／受けない (注 2) こと。

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。

2.1 上記の議定書第 I 章第 9 規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの漁船が同議定書第 II 章から第 VI 章までに定める関係要件（消防設備及び火災制御図に関する要件を除く。）に適合していること。

2.2 最近の二回の船底の外部の検査が.....及び.....に行われたこと。
(日) (日)

2.3 この漁船が消防設備及び火災制御図について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機^き装品が上記の議定書に定める要件に従って備えられていること。

2.5 この漁船が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の議定書に定める要件に従って備えていること。

2.6 この漁船が無線設備について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.8 この漁船が船舶搭載航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の議定書に定める

要件に適合していること。

2.9 この漁船が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の議定書及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める要件に従って備えていること。

2.10 他の全ての事項について、この漁船が上記の議定書に定める関係要件に適合していること。

3 国際漁船免除証書が発給されている／発給されていない（注2）こと。

この証書は、上記の議定書第1章第7規則から第9規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、（注3）まで効力を有する。

.....において発給した。
（証書の発給の場所）

.....
（発給の日）

.....

(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

この証書の2.1の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書

上記の議定書第1章第9規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査 (注2)

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査 (注2)

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(7) (c) の規定に基づく年次検査又は中間検査

上記の議定書第 1 章第 9 規則及び第13規則(7) (c)の規定に基づく年次検査／中間検査（注 2）において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

船底の外部の検査に係る裏書（注 4）

上記の議定書第 1 章第 9 規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

一回目の検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

二回目の検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

この証書の2.3から2.5まで、2.8及び2.9の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書

上記の議定書第1章第7規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／定期的検査 (注2)

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／定期的検査 (注2)

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査又は定期的検査

上記の議定書第 I 章第 7 規則及び第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査／定期的検査 (注 2) において、

この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

この証書の2.6及び2.7の無線設備に関する定期的検査に係る裏書

上記の議定書第1章第8規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

定期的検査

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査

上記の議定書第 I 章第 8 規則及び第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(3)の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第13規則(3)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第13規則(4)の規定を適用する場合における裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第13規則(4)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第13規則(5)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....
日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(7)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

上記の議定書第 I 章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....
日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

注 1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注 2 該当しないものを抹消すること。

注 3 上記の議定書第 1 章第 13 規則 (1) の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。当該日に対応する各年の日は、同規則 (7) の規定に従って改められる場合を除くほか、同章第 2 規則 (23) に規定する検査基準日となる。

注 4 追加的な検査のための欄を設けることができる。

2 免除証書の様式

国際漁船免除証書

(公の印章)

(国名)

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、

.....の政府の権限の下に、.....が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

漁船の要目 (注1)

船名.....

船舶番号又は信号符字.....

船籍港.....

長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注2)

この証書は、次のことを証明する。

上記の議定書第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この漁船が同議定書.....の要件を免除されたこと。

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

この証書は、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有する。

.....において発給した。
(証書の発給の場所)

.....
(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)
(発給の日)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(3)の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の

有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第13規則(3)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第13規則(4)の規定を適用する場合における裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第13規則(4)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (5) の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則 (5) の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

注 1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注 2 該当しないものを抹消すること。

3 国際漁船安全証書の追補の様式

国際漁船安全証書のための設備の記録

この記録は、常に国際漁船安全証書に添付するものとする。

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に係る設備の記録

1 漁船の要目

船名.....

船舶番号又は信号符字.....

船籍港.....

長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注1)

2 救命設備の詳細

1 備えている救命設備		総計		人分
2 救命艇の総数	2.1 救命艇に収容される人数の総計 2.2 部分閉囲型の救命艇（第VII章第18規則）の数 2.3 全閉囲型の救命艇（第VII章第19規則）の数	左舷	右舷	
3 救助艇の数				
3.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数				
4 救命いかだ				
4.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ				
4.1.1 救命いかだの数				
4.1.2 救命いかだに収容される人数				
4.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ				
4.2.1 救命いかだの数				
4.2.2 救命いかだに収容される人数				
5 救命浮環の数				
6 救命胴衣の数				

7	イヤー・ホン・スーツ	
7.1	総数	
7.2	救命胴衣の要件に適合するイヤー・ホン・スーツの数	
8	保温具（注2）の数	
9	救命設備において使用する無線設備	
9.1	リーダー・トランスポンダの数	
9.2	双方向VHF無線電話装置の数	

3 無線設備の詳細

項 目		実際の措置
1	主な設備	
1.1	VHF無線設備	
1.1.1	デジタル選択呼出装置	
1.1.2	デジタル選択呼出聴守装置	
1.1.3	無線電話	
1.2	MF無線設備	
1.2.1	デジタル選択呼出装置	
1.2.2	デジタル選択呼出聴守装置	
1.2.3	無線電話	
1.3	MF／HF無線設備	

1. 3. 1 デジタル選択呼出装置 1. 3. 2 デジタル選択呼出聴守装置 1. 3. 3 無線電話 1. 3. 4 直接印刷電信 1. 4 インマルサット船舶地球局 2 警報のための補助手段 3 海上安全情報の受信設備 3. 1 ナブテックス受信機 3. 2 高度集団呼出受信機 3. 3 HF 直接印刷電信受信機 4 衛星系非常用位置指示無線標識 4. 1 コスパス・サーサット 4. 2 インマルサット 5 VHF 非常用位置指示無線標識 6 漁船のリーダー・トランスポンダ	
4 無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第IX章第14規則) 4. 1 設備の二重化 4. 2 陸上保守 4. 3 海上における保守能力	

この記録が全ての点において正しいことを証明する。

.....において発給した。
(記録の発給の場所)

.....
(発給の日)

.....
(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注 1 該当しないものを抹消すること。

注 2 上記の議定書第VII章第17規則(8) (xxv)、第20規則(5) (a) (xxv)及び第23規則(2) (b) (xiii)の規定により要求されるものを除く。